

就労・福祉・健康専門部会 運営事項・テーマ1 最終まとめ

○ 野宿生活者に対する支援について

(確認事項)

- ・行政職員が中心となり、丁寧な意向調査と、その意向に沿った形での居宅移行支援を行ってきた。また、平成30年2月からは、行政等において組織横断チームを立ち上げ、声掛けから具体的支援の実施に至るまで、一体的な取組みを進めている。
- ・平成30年7月時点において、センター内及び周辺の野宿生活者は、昼間で約50～60人、夜間で約70人～80人となっている。また、シェルターは、平均約265名の方が利用している。
- ・昼間の聞き取りでは、閉鎖後の行先について「無くなつてから考える」が約30～40人と最も多く、「家（故郷）に帰る」が約10人、「会話そのものを拒否」が約10人となっている。
- ・シェルターの利用者の中で、介護ケアを必要とする方が年々多くなってきていていること。

(合意事項)

- ・社会福祉的観点から議論を行うこの会議では、次の3点を共通認識として議論を進める。
 - ① 失業者や野宿生活者の存在には、高齢化の進展などの要素も含まれており、就労対策等を充実させるだけでは、必ずしも根本的解決に至らないこと
 - ② 野宿生活を続けることは、本人の健康などを害することに加えて、尊厳などを侵害することにもつながること
 - ③ ①や②を踏まえ、福祉的アプローチにて積極的に居宅への移行を進めていくべきこと
- ・シェルター宿泊者への対応も必要だが、まずは、シェルターにも入っていない路上生活者への支援を行っていくべきである。
- ・扶養照会のルールなど、生活保護制度の運用について野宿生活者が知らないことも多々あると思われる所以、丁寧な説明が必要である。

(提起された課題)

- ・住宅単給等の制度上の仕組みを検討していくべきである。
- ・精神的にフォローが必要な人も多い。脱野宿に向け包括的に支える仕組みが必要である。